

長門高等学校学則（抜粋）

第1章 総 則

第1条. 本校は教育基本法、学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育、及び専門教育を施すことを目的とする。

第2条. 本校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成につとめる。

- (1) 中学校における教育の成果を、更に発展拡充させて、国家及び社会の有為な形成者として、必要な資質を養うこと。
- (2) 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。
- (3) 社会について広く深い理解と、健全な判断力を養い、個性の確立に努めること。

第2章 課程の組織、修業年限定員並びに休業日

第3条. 本校には通常の課程による普通科及び商業科をおく（略）

第4条. 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日終わる。

Ⅱ. 学年は、これを3学期に分ける。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

第5条. 本校の休業日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日。
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日。
- (3) 学年始め休業日 4月1日～ 4月7日
- (4) 夏季休業日 7月21日～ 8月31日
- (5) 冬季休業日 12月25日～ 1月7日
- (6) 学年末休業日 3月21日～ 3月31日
- (7) 土曜休業日 土曜日を休業日とすることができる。
- (8) その他の休業日 教育上その他、特に必要と認めた日。

Ⅱ. 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

Ⅲ. 非常変災その他、急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程及び授業日数(略)

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

第11条. 入学を許可された者は、所定の用紙による誓約書、保護者及び連帯保証人（以下保証人という）連署による保証書、並びに戸籍抄本、及び住民票を指定された期限内に提出しなければならない。

Ⅱ. 保護者は父母またはこれに準ずる近親者（行政施行上の後見人を含む）であって、生徒を監督するに適当な者でなければならない。

Ⅲ. 保証人は原則として山口県内に居住する満25才以上の、独立の生計を営む者であって、確実に保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。本校が保証人として不適当と認めた時は、変更しなければならない。

Ⅳ. 保護者及び保証人は、その保証する生徒の在学中、当該生徒の一身に関する全ての事項について、連帯してその責に任ずべきものとする。

Ⅴ. 保護者または保証人が改姓、転籍または住所を変更したときは、1週間以内に、その旨を届け出なければならない。

Ⅵ. 保証人の死亡等により保証人を変更したときは、一ヶ月以内に、保証書を提出しなければならない。

第12条. 在籍中の生徒で、他の学校に転校を希望する者は、事情によって、これを許可することがある。

第13条. 生徒が病気その他の理由で、引き続き2ヶ月以上出席することができないときは、その理由を具し、保護者及び保証人連署で願い出て、許可を得れば休学する事ができる。

Ⅱ. 休学は当該学年限りとし、期間は1ヶ年以内とする。但し、特別の事情がある時は、更に1ヶ年を限って延長する事がある。

Ⅲ. 休学をした生徒が復学をするときは、学年始めか学期始めとする。

Ⅳ. 休学期間は在学年数、及び在学月数には算入しない。

第14条. 退学しようとする生徒は、その理由を具し、保護者及び保証人連署で願い出て、許可を受けなければならない。

Ⅱ. 特別な事由により全日制課程及び通信制課程の課程相互の転籍を願い出た者に対して、そのものが習得した単位に応じて、校長は相当学年に転籍を許可することができる。

第15条. 生徒が本校の規則、もしくは命令に背き、または生徒の本分にもとる行為があったときは、これを懲戒処分につすことがある。

Ⅱ. 懲戒は、訓告、停学、退学の3種とする。

Ⅲ. 次の各号の一に該当する者は、退学処分につすことがある。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当の理由がなくして、出席が常でない者。

(4) 学校の秩序を乱す行為、その他生徒としての本分に反した者。

第17条. 各学年の課程の修了は、平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(2) 前項の修了認定には、当該学年の出席すべき数の内、3分の2以上の日数を出席し、修得すべき科目の単位数を修得していなければならない。

但し、校長が特別に支援を必要とする生徒と認めた生徒については、このかぎりではない。

(3) 休学の後、復学をした生徒の学年修了の認定には、本校における同一学年の在学月数が、休学前後を通算して満12ヶ月以上を必要とする。

第18条. 生徒が、長期欠席、その他の理由により所定の単位を修得せず、進級させることが適当と認め難いときは、原学年に留めおくことがある。

Ⅱ. 当該学年の留年は一年限りとする。なお留年となった生徒は、学年の当初から就学しなければならない。

Ⅲ. 退学をしたときは、出席した日数及び修得した単位数は、特別に認定することがある。

第19条. 生徒が本校所定の全課程を修了したと認められたときは、卒業証書を授与する。

第20条. 成績優秀にして他の模範となる生徒は、これを褒賞する事がある。

第5章 授業料・入学金及び入学手続料など

第21条. 授業料・入学金及び入学手続料などは次の通とする。 (略)

第22条. 生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を毎月10日までに、その月分を納入しなければならない。

Ⅱ. 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

Ⅲ. 授業料その他校納金の納入を、3ヶ月間滞納した時は出席を停止させることがある。また5ヶ月間納付しない時は退学を命ずることがある。

第23条. 既納の入学検定料及び入学手続料は理由の如何にかかわらず返還しない。既納の授業料及び入学金は原則として返還しない。但し、特別の事情を有し、減免が適当と認められる生徒については、授業料及び入学金を減免することがある。

生徒心得

1. 学習

学習は生徒の本分である。学習に専念して所期の目的を達成すべく、努力しなければならない。

2. 礼儀

礼儀はその人の人格を表わすものである。心しておろそかにしてはならない。五訓の精神『素直・感謝・謙虚・奉仕・謙讓』を励行すること。

- (1) 登下校時は、感謝の意をこめ、校門で敬礼する。
- (2) 来客には挨拶を忘れず、失礼のないよう応対すること。
- (3) 目上の人に接する時、学校の内外を問わず常に謙虚な態度、正しい言葉遣いに気を付ける。
- (4) 言動に気をつけ、相手のことを考慮し行動すること。

3. 服装・容姿

服装は心の表れである。生徒として気品を高めるよう努力すること。

- (1) 服装については、別に定める規定を遵守すること。
- (2) 容姿や行為、態度は長門高生としての品位を失わないように心掛けること。また、学用品以外の不必要な物を持参してはならない。

4. 欠席、欠課、忌引

- (1) 生徒の登校時間は、規定の時間とする。
- (2) HRの出欠席は、教科科目の授業に準じて取り扱う。
- (3) チャイム後入室する者は遅刻、その時間欠席した者は欠課、授業を退席した場合は早退とする。
- (4) 遅刻、欠席、欠課は、それぞれの時間ごとに記録する。
- (5) 生徒が病気、その他、やむを得ない理由で欠席する時は、その旨、職員朝礼までに保護者に連絡してもらうこと。
- (6) 7日以上にわたり、病気で欠席しようとする時は、医師の診断書又は証明書を添えて届け出ること。
- (7) 生徒が欠課又は早退しようとする時は、担任に申し出て許可を受けること、許可された場合は、許可証を受け取り、指示があれば提示しなければならない。
- (8) 忌引、伝染病による出席停止は、欠席にはならない。
- (9) 忌引の期間は、次の日数をこえないものとする。

ア. 父母（養父母を含む）	7日
イ. 祖父母、曾祖父母（同居家族）	5日
〃 （別居家族）	3日
ウ. 伯叔父母、兄弟姉妹	3日
- (10) 天変地異、交通機関の乱れ、受験等の理由による欠席や遅刻、早退は出席とみなすこともある。
- (11) 生徒は、登校後無断で外出してはならない。止むを得ない事情で外出する場合は、担任にその理由を説明し、許可を受けた後、外出許可証を携帯し外出すること。
- (12) 生徒は、病気のため授業を受けることが困難な場合、担任及び養護教諭に届出の上、保健室で静養することができる。無断で保健室に出入りすることは禁止する。
- (13) 静養中は養護教諭の指導に従わなければならない。
- (14) 使用した寝具は、きちんと整頓して退室する。

5. 校内生活

(1) 学習と学習時の態度

- ア) 始業合図のチャイムとともに着席し、授業態勢で静かに教員を待つ。
- イ) 授業の始めと終わりは、起立、敬礼の後、着席をすること。

- ウ) 座席を勝手に移動してはならない。
 - エ) 教室は特に人格陶冶の場である。常に清潔で明るく、環境美化に努めること。
 - オ) 教員に対しては、礼儀をわきまえ、発言や態度に気をつけること。
 - カ) 授業中は、他教科の教科用具や、その他、不必要な物品を出してはならない。
 - キ) 始業合図後5分を経過しても教科担任が来られない場合は、学習委員は、教員室へ指示を受けに行くこと。
 - ク) 予習・復習に努めること。
- (2) 課外授業について
- 課外授業は、進学・就職のための実力養成の場である。常時放課後2時限程度開講し、長期休業中は別に指示する。
- (3) 考査について
- 考査は、学習効果を判定する重要な資料となる。従って、周到な準備と真剣な態度をもって受査し、平素の実力を充分発揮するよう心掛けること。
- (4) 公共物の愛護
- ア) 常に校舎内外を整備し、学ぶ環境としてふさわしい雰囲気をつくることに心掛けること。
 - イ) 校舎、校具、運動用具、その他の公共物は大切に扱い、時間外の使用は係教員の許可を受けて、使用後はもとの位置に整頓する。次の使用者がすぐに使えるように配慮すること。
 - ウ) 校舎、校具、運動具等を誤って破損、紛失した際は、直ちに係教員に申し出ること。
 - エ) 校地内の樹木、草花等を愛護し、進んでその育成につとめること。
 - オ) 手洗いは常に清潔にすること。
- (5) その他
- ア) 校舎内においては静粛を旨とする。
 - イ) 集合時には、静粛かつ速やかに行動すること。
 - ウ) 自販機の飲み物は、業間に購入してはならない。ペットボトルは教室に持ち込んでよいが、カップは、教室等に持ち込んではいない。飲用後の容器は必ず指定の屑カゴに入れること。
 - エ) 所持品は必ず記名し、大切に自己管理を行い、むやみに放置したり無断で他人のものを使用したりしないこと。紛失したときは、直ちに担任、又は他の教員に届け出ること。
 - オ) 貴重品は、担任又は他の教員に依頼し、紛失しないよう万全の注意を払うこと。
 - カ) 拾得物は直ちに担任、又は他の教員に届け出ること。(但し、校外の場合は直接、警察に届けること。)
 - キ) 集会の開催、又は外部学生合同のサークル活動等、また印刷物の発行、配布又は掲示、募金その他これに類することを行おうとする時は、必ず教員に申し出て学校長の許可を得なければならない。
 - ク) 下校時は、室内の整頓に留意し、室内の戸締り消灯は確実にして退出すること。冷暖房器具は生徒が勝手に作動してはならない。
 - ケ) 掲示物、校内放送などによる学校からの伝達事項は、常に注意を払うこと。
 - コ) 携帯電話の学校への持込みは許可制とする。

6. 校外生活

(1) 通学途上

- ア) 長門高生としての品位を保ち、一般公衆の範となること。
- イ) 交通道徳を守ると共に、指導員等の指示に従い遵法精神の高揚に努めること。

- ウ) 登下校時は、決められた通学路を通り、他の生徒宅は勿論のこと、店への不要な立ち寄りをしてはならない。
- エ) 列車、その他の交通機関を利用して通学する者は、乗降及び車中の態度を慎み高齢者・病弱者には進んで席を譲るよう心掛けること。
- オ) 通学途上、不測の事故が発生した時には直ちに学校に連絡し、臨機の処置をとり事故の被害を最小限にとどめること。
- カ) 自宅以外の場所から通学する者は、所定の様式により、学校長の許可を得ること。
- キ) スクールバス内での飲食は禁止。
- ク) 乗車中は公共の交通機関と同様にマナーを守り、静かに利用する。
- (2) その他
 - ア) パチンコ、ゲームセンター、その他不健全な遊技場などへの出入りは、たとえ保護者同伴でも許可しない。ただし、カラオケ・ボーリング場は保護者同伴であれば許可をする。
 - イ) 飲酒や喫煙、シンナー・覚せい剤等の薬物の乱用、暴力、脅迫行為など不法行為をしてはならない。
 - ウ) 交友の選択には注意を払い、生徒としての生活が乱れるような交際は慎むこと。
 - エ) 外出の際は予め家人に行き先を届け、所在を明確にすること。外出時間は4月より9月末日までは午後8時まで（家庭に帰着）とし10月より3月末日までは午後7時以降の外出は禁止する。外泊についてはやむを得ない場合、保護者同伴であれば許可する。
 - オ) アルバイトは原則として長期休業中のみ許可をする。
 - カ) アルバイトを希望するときは、保護者の同意を得て、担任に申し出、所定の「アルバイト許可願」を提出し、学校長の許可を得ること。ただし、風俗営業関係、その他学校が不適當と認めたものは許可しない。学力不振や問題行動のある者については生徒指導部で協議する。
 - キ) 学生運賃割引証を受ける場合は、担任に願い出て所定の手続きを得ること。
 - ク) 生徒が宿泊を伴う活動、行事に参加する場合は、担任又は関係教員を経て学校長の許可を得なければならない。尚、実施にあたっては必ず信頼できる学校関係者及び保護者が付き添うこと。
 - ケ) 通学用定期券や学生運賃割引証は、他人に貸したり、譲り渡してはならない。また、期限切れに留意し、早目に購入すること。
 - コ) 身分証明書は他人に貸与、譲渡してはならない。尚、期限切れの身分証明書は、速やかに返還すること。
 - サ) クラブ或いはサークルなど、学校の内外を問わず団体を結成し、或いは加入、もしくは諸種の会に参加しようとするときは、事前に担任に届け出て、学校長の許可を得なければならない。

頭髪・服装に関する規定

生徒の頭髪・服装は学校の内外を問わず、清潔、端正を旨とし、長門高等学校生徒として相応しい品位を保つものでなければならない。

☆ 頭髪

(男・女)

- ◇ 染色、脱色、パーマ、ヘアーアイロンは禁止。染色をした場合には、その後黒染めをしなければならない。
- ◇ 整髪料（ムース、スプレー、ワックス等）を使用してはならない。
- ◇ 眉を細くしたり、短くしたり、剃り落としたりしてはならない。
- ◇ 地毛が黒色でない時は、原則は許可されるが、その後変色が見られた場合には黒染めしなければならない。
尚、地毛が黒色でない生徒及び、先天的なパーマの生徒は入学後すみやかに担任に申請すること。その後の申請は認められない。

(男子)

- ◇ 段カット、ツブロック、ロングヘアー、アシメ剃り込み、横髪のみ刈り上げをしてはならない。
- ◇ 全体をバランスよく切り、横髪は耳にかからない後ろ髪は襟にかかってはならない。
- ◇ 前髪は、目にかからない長さ。揉み上げは、耳の長さを目安とする。
- ◇ 髭はきちんと剃り、一部を残したりしてはならない。

(女子)

- ◇ 髪が襟にかかる場合は、黒または紺など華美でないゴムで結ぶか、編むこと。（だんご頭は禁止）また、髪を結ぶ時に頬に髪が垂れ下がらないように黒又は紺のヘアーピンを利用して止める。
- ◇ 化粧をしてはならない。
- ◇ 前髪は目にかからない長さ。

☆ 服装

【制服は、男女ともに本校指定のものとする。】

1. 登下校は制服を着用しなければならない。
2. 制服は下記の通り定める。

(男・女)

- ◇ ネックレス、指輪、ミサンガ等装飾品は身に付けない。
- ◇ 化粧、アイプチ、カラーコンタクト、タトゥー、ピアスは禁止。

(男子)

- ・指定した詰襟学生服を着用する。
- ・中着は、白、紺、黒、グレー系の単色の丸首、Vネックのトレーナー、セーターは許可するが、襟や裾、袖から出てはならない。
- ・ジャージ(上下とも)、パーカー、ハイネックの着用は認めない。
- ・ズボンは、必ずベルトを通して、腰骨の上できちんと締めること。ベルトの色は黒、紺、濃い茶で装飾品がついていないものを着用する。
- ・ソックスは黒色・無地で踝が隠れる長さのもの。
- ・夏季においては、学校指定の長袖シャツ又は学校指定の半袖（希望購入）、ズボンを着用する。下着は白の単色で、手のひらで隠せる大きさのワンポイントは許可する。（体操服は着用不可）

(女子)

- ・学校指定のブラウス・リボン・スカート・セーラージャケットを着用する。また中着として、学校指定のベストまたはセーターを着用することができる。
- ・胸部に名札をつける。
- ・夏季においては、学校指定の長袖ブラウス又は、半袖ブラウス（希望購入）、サマーベスト、スカートを着用する。（白色無地の中着を必ず着用すること）
- ・スカート丈は裾が膝の皿の上部の位置にあること。
- ・ソックスは学校指定の紺色ハイソックスを着用する。

(男女共通)

(1) 防寒具 〈コート・マフラー・手袋・タイツ等〉

◇使用期間は原則12月から翌年3月までとする

◇冬のコートは、男女とも、本校指定のものとする。（希望購入）

◇マフラーは使用を許可するが、以下の点に注意すること。

- ・華美な色は禁止する。
- ・長さは、160cm 以内。
- ・だらしないかけ方は禁止。

◇手袋は華美にならないこと。

◇コート及び防寒具は校舎内では着用してはならない。ただし、特別に必要とする場合には許可を受けること。

◇タイツは黒の無地とする。

(2) 冬服・夏服についての着用期間は、下記のとおりとするも、移行期間を設ける。

冬期間 10月1日より、5月31日まで

夏期間 6月1日より、9月30日まで

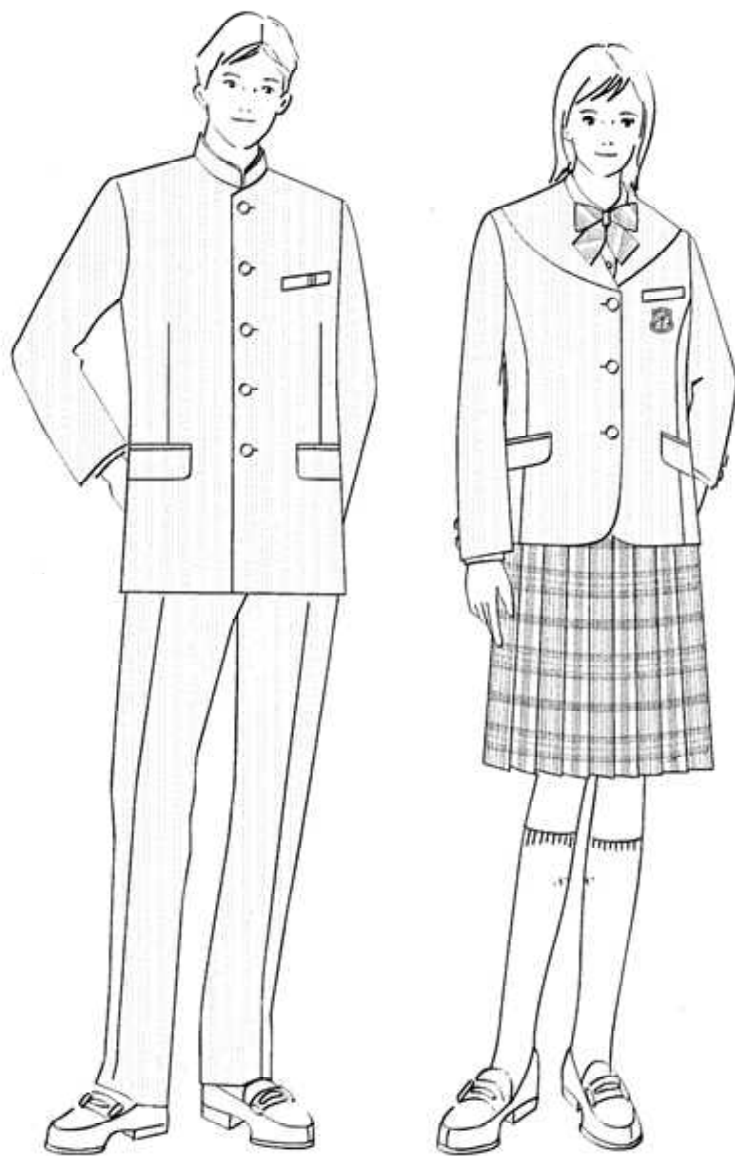
(3) その他

◇やむを得ぬ事情により、略装また異装するときは、担任の許可を受け、許可証を所持すること。

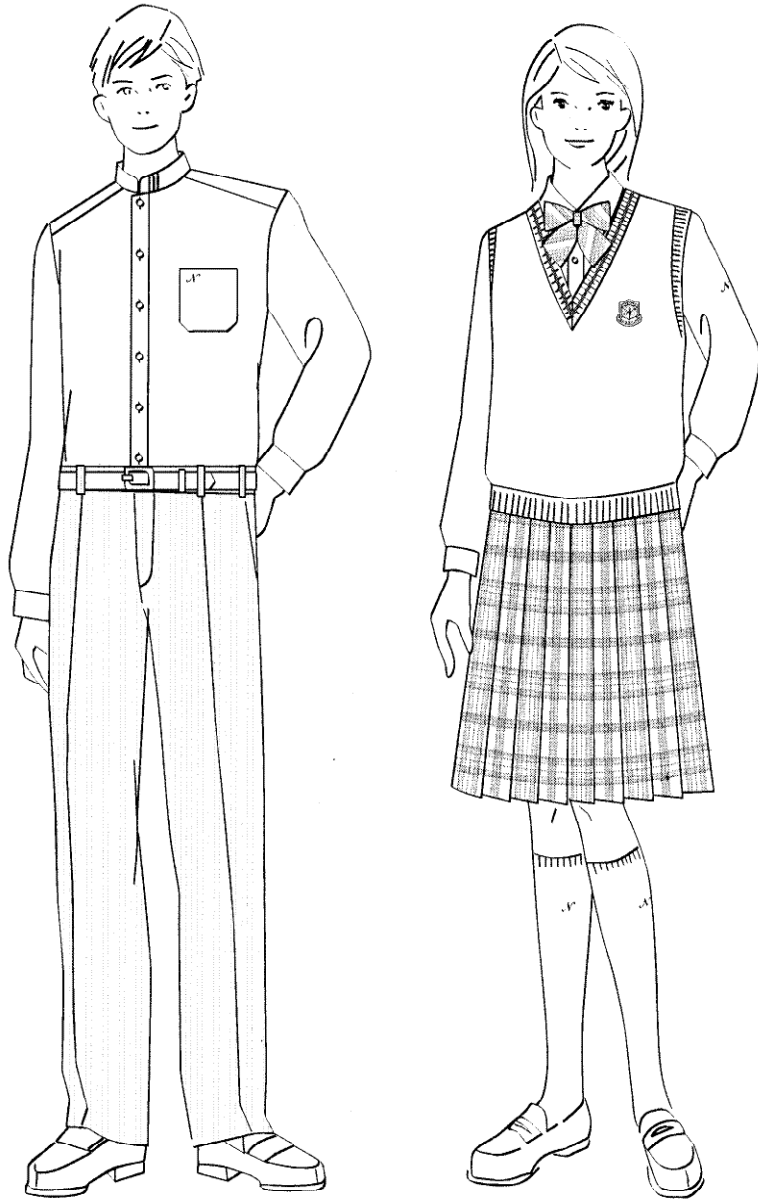
◇体育時は指定の体育用服装とし、シューズは屋内外指定のシューズを混用してはならない。

◇靴（通学用、体育用等）、鞆（スクールバッグ）、スリッパ、体育時の服装等は、学校指定のものとする。ただし、セカンドバッグとして華美ではないスポーツバッグの使用を認める。

冬 服



夏 服



車 両 通 学 規 定

車両（自転車、原動機付自転車を用いる）を利用して通学しようとする者は、道路交通法の遵守は勿論のこと、被害や加害、或いは迷惑行為などを防止するため、以下の諸規定に従わなければならない。

1. 自転車通学

自転車通学を希望する者は、保護者の同意を得て学校の許可を受け、下記のことを遵守し通学しなければならない。

- ① 自転車は本人の所有であること。
- ② 使用する自転車は本校が行う通学用自転車としての登録を受け、ステッカーを貼らなければならない。
- ③ 使用する自転車には、住所、氏名を明記する。又、防犯登録をし、防犯登録番号を生徒手帳などに控えておくこと。
- ④ 異形ハンドル（ドロップハンドル等）、極端な変速可能な自転車又、一部改造した自転車は事故の原因となる恐れがあるため、許可しない。
- ⑤ 自転車は常に完全整備されていること。
- ⑥ 自転車には、必ず反射器材を付けること。
- ⑦ 校内では定められた場所に正しく置き、必ず施錠すること。
- ⑧ 自転車による通学生は、他人に自分の存在を知らせるために、夕方には早めに点灯すること。
- ⑨ 市街地等で、止むを得ず路上に自転車を駐車する場合は、他人に迷惑の掛からぬよう配慮すること。
- ⑩ 降雨時には雨具を着用し、傘をさしての運転をしてはならない。
- ⑪ 自転車は左側を通行し2人乗り及び並進は厳に禁ずる。また、交差点では信号遵守と一時停止・安全確認を行うこと。
- ⑫ 運転中に携帯電話を使用したり、イヤホンで音楽などを聴くことはしてはならない。

2. 原動機付自転車通学

通学距離が遠距離で、交通不便なため、原動機付自転車通学を希望する者は、保護者の同意を得て学校の許可を受け、下記のことを遵守し通学しなければならない。（但し、クラブ活動等で遅くなる者に限る。）

- ① 原動機付自転車は保護者の所有であること。なお、その原動機付自転車は自賠責保険は勿論のこと、任意保険にも加入することが望ましい。
- ② 交通事故、違反を犯した場合は、直ちに担任に届出の上、指導を受けること。事故による責務は、すべて保護者が履行するものである。
- ③ 原動機付自転車通学の為の免許証を取得する場合は、必ず事前に学校長の許可を得、取得した免許証は担任に提示しなければならない。
- ④ 通学以外で原動機付自転車を運転してはならない。
- ⑤ 原動機付自転車を運転するときは、他人に自分の存在を知らせるために、昼間でも点灯すること。

3. 車両通学許可の取り消し

悪質な違反者は、許可を取り消す。

火災その他の災害について

年2回(5月・12月)避難訓練を実施するが、その時に最新の詳しい資料を提供する。

長門高等学校生徒会規程

- 第1条 本会は、長門高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は、長門高等学校生徒全員をもって会員とする。
- 第3条 本会会員は本会則を積極的に履行する責任がある。
- 第4条 本会は、学校の管理運営に協力し、更に生徒の健全な自主的諸活動を推進し、生徒の共同生活を通じて将来よき社会人としての素養を育成することを目的とする。
- 第5条 本会は、学校長の許可の範囲内に於いてのみ活動する。
- 第6条 本会は、目的達成のために次の会を置く。
学級会・役員会・専門委員会
- 第7条 本会には、次の役員を置く。
会長1名 副会長 男女 各1名
企画3名 書記2名 会計2名
- 第8条 役員の仕事は次の通り定める。
会長は、本会を代表し、会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し会長支障ある時は、その仕事を代行する。
企画は、本会の諸行事企画運営を図る。
書記は、本会の会合及び諸行事記録の作成保管をする。
会計は、本会の会計事務を処理する。
- 第9条 会長・副会長は立候補による総選挙で選ばれ、企画・書記・会計の役員は当選した会長・副会長と生徒会顧問教員を中心に選出する。会員および教員にて承認された後に学校長がこれを任命する。
- 第10条 役員の仕事は1年とし、1月から翌年までとする。
- 第11条 役員の仕事は再選は妨げない。
- 第2章 総会
- 第12条 総会は、本会会員をもって構成する。
- 第13条 総会は、生徒会最高の議決権を有する。
- 第14条 総会の議長は、会員の中より推薦し、出席会員の過半数の同意を得たものがこれに当たる。
- 第15条 総会は、必要であれば、会長がこれを招集する。但し、全生徒の3分の1以上の動議があれば、臨時に開かなければならない。
- 第16条 総会の開催は、会員の4分3以上を必要とし、その過半数で決議する。
- 第3章 学級会
- 第17条 学級会は、学級自治に関する事項並びに各委員会提出の議案を審議する。
- 第18条 学級会は、学級全員をもって組織する。
- 第4章 役員会
- 第19条 役員会は、役員をもって構成するが、必要に応じて学級委員をはじめ各専門委員を加えて構成することができる。
- 第20条 役員会は、必要に応じて開く。但し、役員の仕事の3分の2以上が要請した場合は、必ず開催しなければならない。
- 第21条 役員会の招集は、生徒会長が行い、議長となる。

第5章 専門委員会

第22条 専門委員会は、学級・学習・生活・体育・保健・美化・交通・図書・会計及び選挙管理の委員会を設け、委員の互選により各委員長を置く。

第23条 専門委員会は、その専門の仕事を行う。

第24条 専門委員は、各学級会より選出し委員会を構成する。

第25条 専門委員会は、原則として各学期これを開く。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。委員会の招集は、各委員長が行い、議長となる。

第6章 会計

第26条 本会の会計は、生徒会費、寄附その他の収入による。

第27条 会員は、定められた会費を納入する。

第28条 本会の会計の現金出納は、本校事務局に委嘱する。

第7章 改正

第29条 会則の改正は、生徒総会に於ける出席会員の3分の2以上の賛成をもって決する。

第8章 付則

第30条 各会は、顧問として教員をおき指導を仰ぐ。

第31条 選挙規則は、別にこれを定める